



目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(アビエーションインターナショナルジャパン株式会社)	港湾局空港調整課	1
告示	指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(インターナビエーション・ジャパン株式会社)	港湾局空港調整課	2
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	3
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	4
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	7
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 小部中道線他)	建設局道路管理課	8
告示	道路法による道路の区域変更(県道 本山本庄線他)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 高津橋第8号線)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 車10号線ほか)	建設局道路管理課	13
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の写しの縦覧(神戸発電所3・4号機設置計画、六甲アイランド南建設事業、(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業)	環境局環境保全課	15
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	17
公告	土地区画整理法による設計の概要についての変更を表示する図書の写しの縦覧(神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業)	都市局工務課	18
公告	事業計画の変更(神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業)	都市局工務課	19
公告	開発行為に関する工事の完了(中央区港島南町7丁目)	都市局都市計画課	20
区役所	自動車臨時運行許可番号標の失効	中央区総務部市民課	21
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	22

神戸市告示第378号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年11月20日

神戸市長 久元喜造

1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者

大阪市中央区南本町2丁目4番6号

アビエーションインターナショナルジャパン株式会社

代表取締役 柴田祐希

2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

神戸空港条例別表第2（第19条関係）（1）の使用料

3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日

令和7年11月17日

4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日

令和7年11月17日

神戸市告示第379号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年11月20日

神戸市長 久元喜造

1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者

千葉県成田市古込字古込1番地1

インターリビエーション・ジャパン株式会社

代表取締役 畠中慎太郎

2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

神戸空港条例別表第2（第19条関係）（1）の使用料

3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日

令和7年11月17日

4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日

令和7年11月17日

神戸市告示第401号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年12月2日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
いけだ歯科	神戸市東灘区住吉宮町5丁目1番31号	令和6年3月1日
ゲンリ訪問看護リハビリステーション北須磨	神戸市須磨区東落合3丁目13番25号	令和7年11月1日

神戸市告示第402号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和7年12月2日

神戸市長 久元喜造

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休止年月日
アネックス湊川ホスピタル	神戸市北区しあわせの村1番8号	令和7年11月1日

神戸市告示第403号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年12月2日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
高井歯科医院	神戸市北区若葉台4丁目1番10号	令和7年12月31日

神戸市告示第404号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年12月2日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
訪問看護ステーション つむぐ	(新)神戸市兵庫区雪御所町2番15号 (旧)神戸市兵庫区雪御所町1番3号	令和7年11月1日

神戸市告示第405号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年12月2日

神戸市長 久元喜造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
家谷 仁美（ミナト ケア訪問鍼灸マッサ ージ院）	家谷 仁美	神戸市垂水区中道5丁目1 番3号	令和7年11月1日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山矢 将（須磨わだ ち整骨院）	山矢 将	神戸市須磨区高倉台1丁目 1番8号	令和7年10月1日

神戸市告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年12月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年12月16日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	小部中道線	神戸市北区山田町小部字宮ノ前4番2地先から	新	1.10	11.50
		神戸市北区山田町小部字向井56番1地先まで	旧	1.10	11.50
	山田里328号線	神戸市北区山田町小部字宮ノ前4番2地先から	新	6.00	最大 4.00 最小 3.40
		神戸市北区山田町小部字宮ノ前4番2地先まで	旧	6.00	最大 3.90 最小 3.30

神戸市告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年12月16日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
県道	本山本庄線	神戸市東灘区本庄町青木字八反長25番3地先から	新	11.30	最大 19.20 最小 14.80
		神戸市東灘区本庄町青木字小路口597番2地先まで	旧	11.30	20.50
市道	電鉄北線	神戸市東灘区深江北町1丁目133番地先から	新	2351.90	最大 35.40 最小 8.60
		神戸市東灘区魚崎中町3丁目821番3地先まで	旧	2351.90	最大 31.80 最小 4.80
	繁昌通線	神戸市東灘区本庄町深江字中永井35番2地先から	新	10.80	最大 13.00 最小 8.70
		神戸市東灘区本庄町深江字東枝344番2地先まで	旧	10.80	17.00
	栄東線	神戸市東灘区本庄町深江字知田412番3地先から	新	10.20	最大 14.20 最小 9.90
		神戸市東灘区本庄町深江字知田412番3地先まで	旧	10.20	16.20
	栄西線	神戸市東灘区本庄町深江字知田407番2地先から	新	10.70	最大 11.30 最小 6.90
		神戸市東灘区本庄町深江字知田420番2地先まで	旧	10.70	14.00
	深江幹線	神戸市東灘区本庄町深江字栄畑403番2地先から	新	10.50	最大 20.40 最小 15.90
		神戸市東灘区本庄町深江字鳴畑625番2地先まで	旧	10.50	25.60
	札場通線	神戸市東灘区本庄町深江字栄畑403番2地先から	新	10.50	最大 20.40 最小 15.90
		神戸市東灘区本庄町深江字鳴畑625番2地先まで	旧	10.50	25.60

稻場線	神戸市東灘区本庄町深江字 島畠625番2地先から 神戸市東灘区本庄町深江字 松苗628番1地先まで	新	11. 10	最大 11. 20 最小 6. 90
		旧	11. 10	22. 00
本庄本山線	神戸市東灘区深江本町3丁 目45番1地先から 神戸市東灘区深江北町4丁 目29番3地先まで	新	69. 80	最大 18. 00 最小 14. 90
		旧	69. 80	最大 24. 00 最小 11. 00
電鉄南線	神戸市東灘区本庄町深江字 堤ヶ内899番3地先から 神戸市東灘区青木6丁目 211番1地先まで	新	1149. 60	最大 30. 30 最小 5. 00
		旧	1149. 60	最大 13. 00 最小 4. 00
商船学校線	神戸市東灘区本庄町深江字 堤ヶ内899番3地先から 神戸市東灘区本庄町深江字 堤ヶ内899番3地先まで	新	11. 00	最大 29. 20 最小 21. 90
		旧	11. 00	34. 00
青木幹線	神戸市東灘区本庄町青木字 東大茶園202番3地先から 神戸市東灘区本庄町青木字 西大茶園189番2地先まで	新	9. 60	最大 27. 60 最小 27. 00
		旧	9. 60	36. 40
戸浪中浜線	神戸市東灘区本庄町青木字 古堂58番3地先から 神戸市東灘区本庄町青木字 寺門87番3地先まで	新	9. 50	最大 10. 60 最小 7. 30
		旧	9. 50	17. 50
青木駅前線	神戸市東灘区本庄町青木字 八反長25番3地先から 神戸市東灘区本庄町西青木 字垣内166番3地先まで	新	19. 80	最大 19. 40 最小 10. 90
		旧	19. 80	24. 00
前浜線	神戸市東灘区青木6丁目 211番1地先から 神戸市東灘区本庄町西青木 字大田223番2地先まで	新	20. 50	最大 6. 10 最小 2. 40
		旧	20. 50	15. 50
相生通線	神戸市東灘区魚崎中町1丁 目314番6地先から 神戸市東灘区魚崎中町4丁 目143番1地先まで	新	674. 70	最大 15. 10 最小 9. 80
		旧	674. 70	最大 28. 80 最小 6. 70
魚崎幹線	神戸市東灘区魚崎中町1丁 目304番2地先から 神戸市東灘区魚崎中町1丁 目346番3地先まで	新	16. 20	最大 26. 70 最小 22. 60
		旧	16. 20	32. 90

魚崎町合併 20号線	神戸市東灘区魚崎中町2丁目379番3地先から 神戸市東灘区魚崎中町1丁目348番5地先まで	新	15. 10	最大 13. 00 最小 7. 50
		旧	15. 10	13. 80
魚崎工区20 号線	神戸市東灘区魚崎中町2丁目375番3地先から 神戸市東灘区魚崎中町2丁目389番3地先まで	新	13. 50	最大 11. 70 最小 6. 00
		旧	13. 50	13. 70
魚崎工区21 号線	神戸市東灘区魚崎中町2丁目389番3地先から 神戸市東灘区魚崎中町3丁目404番3地先まで	新	14. 30	最大 9. 90 最小 6. 20
		旧	14. 30	13. 60
魚崎本山線	神戸市東灘区魚崎中町3丁目208番2地先から 神戸市東灘区魚崎中町4丁目69番3地先まで	新	12. 30	最大 18. 90 最小 10. 40
		旧	12. 30	20. 40

神戸市告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年12月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年12月16日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	高津橋第8号線	神戸市西区玉津町高津橋字高ナギ108番15地先から	新	42.70	最大 40.50 最小 5.20
		神戸市西区玉津町高津橋字高ナギ108番18地先まで	旧	42.70	最大 4.00 最小 3.90

神戸市告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年12月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年12月16日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	車10号線	神戸市須磨区車字梨川山748番9地先から 神戸市須磨区白川字高尾8番170地先まで	563.70	最大 17.00 最小 10.00
市道	車11号線	神戸市須磨区車字玉子谷702番2地先から 神戸市須磨区車字梨川山6番89地先まで	231.20	最大 8.80 最小 6.00
市道	車12号線	神戸市須磨区車字梨川山6番74地先から 神戸市須磨区車字梨川山6番27地先まで	296.50	最大 6.40 最小 6.00
市道	車13号線	神戸市須磨区車字梨川山6番78地先から 神戸市須磨区車字梨川山6番43地先まで	123.40	6.00
市道	車14号線	神戸市須磨区車字大廻り山5番31地先から 神戸市須磨区白川字高尾8番175地先まで	310.90	最大 7.00 最小 6.00
市道	車15号線	神戸市須磨区車字梨川山6番124地先から 神戸市須磨区白川字高尾8番160地先まで	259.20	6.00
市道	車16号線	神戸市須磨区車字梨川山6番149地先から 神戸市須磨区車字梨川山6番156地先まで	87.20	6.00

市道	車17号線	神戸市須磨区車字梨川山 6 番 162地先から 神戸市須磨区車字大廻り山 5 番 47地先まで	71.50	6.00
市道	車18号線	神戸市須磨区白川字高尾 8 番 147地先から 神戸市須磨区車字大廻り山 5 番 49地先まで	55.60	6.00
市道	車19号線	神戸市須磨区白川字高尾 8 番 153地先から 神戸市須磨区白川字高尾 8 番 157地先まで	41.80	6.00
市道	車20号線	神戸市須磨区白川字高尾 8 番 177地先から 神戸市須磨区白川字高尾 8 番 173地先まで	11.90	最大 9.70 最小 7.00
市道	車21号線	神戸市須磨区車字大廻り山 5 番 35地先から 神戸市須磨区車字大廻り山 5 番 33地先まで	12.00	4.00

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年12月2日

神戸市長 久元 喜造

1 対象事業の概要

事業の名称	神戸発電所3・4号機設置計画	六甲アイランド南建設事業	(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業
事業者の名称	株式会社コベルコパワー神戸第二	(1)国(国土交通省近畿地方整備局) (2)神戸市 (3)大阪湾広域臨海環境整備センター	神戸市
代表者	代表取締役社長 久山 誠二	(1)国土交通省近畿地方整備局長 齋藤 博之 (2)神戸市長 久元 喜造 (3)理事長 服部 洋平	神戸市長 久元 喜造
事業者の所在地	神戸市灘区灘浜東町2番地	(1)大阪市中央区大手前3丁目1番41号 (大手前合同庁舎) (2)神戸市中央区加納町6丁目5番1号 (3)大阪市北区中之島2丁目2番2号	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
事業の種類	石炭火力発電所	(1)公有水面の埋立て (2)防波堤の建設 (3)廃棄物最終処分場の整備	工業団地及び流通業務団地の造成
事業の規模	65万kW×2基	(1)面積 286ha (2)第八南防波堤 延長	約100ha

		1, 200m 第九防波堤 延長 600m (3) 管理型廃棄物最終 処分場 (神戸沖埋立処 分場) 面積 88ha	
対象事業の 位置	神戸市灘区灘浜東町2番 地	神戸市東灘区向洋町地 先水面	神戸市西区押部谷木見

2 縦覧の期間

令和7年12月2日（火曜）から12月15日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年12月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	八多町上小名田	ふけ	94番2	170 m ²	農用地区域から除外する。
神戸	西	櫛谷町栃木	堂ノ前	265番2のうち 別図の斜線部分	1,421 m ² のうち 33 m ²	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	西	櫛谷町松本	小田	1012番2	254 m ²	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	西	神出町北	谷北	1128番のうち 別図の斜線部分	941 m ² のうち 80.01 m ²	農業用施設用地に用途区分を変更する。

別図は省略する。

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第8項の規定により国土交通大臣から神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の設計の概要についての変更を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第13項において準用する同条第10項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、当該図書を次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年12月2日

神戸市長 久元喜造

1 縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課内

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで

神戸市公告

令和6年3月5日付けで決定のあった神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の事業計画を令和7年12月2日付けで変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年12月2日

神戸市長 久元喜造

1 事業施行期間についての変更に係る事項

「令和4年3月9日から令和9年3月31日まで」を「令和4年3月9日から令和12年3月31日まで」に変更

2 施行地区についての変更に係る事項

「神戸市北区鈴蘭台北町1丁目、2丁目、及び3丁目の各一部」を「神戸市北区鈴蘭台北町1丁目、2丁目及び3丁目並びに山田町小部字西ノ岡谷の各一部」に変更

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年12月2日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市中央区港島南町7丁目1番17、1番59

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市此花区島屋4丁目3番43号

株式会社 コスモビューティー

代表取締役 山添 隆

3 許可番号

令和6年1月23日 第8163号

（変更許可 令和6年5月22日 第2121号）

（変更許可 令和7年9月30日 第2244号）

神戸市中央区公告

次の臨時運行許可番号標（以下、「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和7年12月2日

神戸市中央区長 増田国

1 失効した番号標

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸36-95神戸	令和7年12月2日
神戸36-92神戸	令和7年12月2日
神戸45-09神戸	令和7年12月2日

神戸市水道告示第22号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年12月2日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42528	株式会社 K S K	神戸市北区有野町有野 221	竹内 浩太郎	令和7年11月30日
42529	小林設備 株式会社	加古川市東神吉町 天下原 36-1	島田 浩竹	令和7年11月30日
42530	株式会社 松山土木	宝塚市安倉北3丁目 6-16	松山 勝雄	令和7年11月30日
42531	えむず建築工房 株式会社	神戸市須磨区妙法寺 乗越 218-5	前田 智	令和7年11月30日
42532	株式会社 森岡工業	大阪府豊中市利倉東 2-17-13-201	森岡 慎一	令和7年11月30日